

## 酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、酒々井町補助金等交付規則（昭和35年酒々井町規則第3号）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める町内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム（新築住宅に限る。）
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (4) 電気自動車
- (5) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 町が補助する補助対象設備を導入する住宅は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電システムを設置する場合は、実績報告の日までに次の各事項のいずれかの設備を設置するものとする。

ア エネルギー管理システム（HEMS） 住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム 別表第1に定める要件に該当するもの

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

(3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の事項を満たすこと。

ア 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

イ 町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。

(4) V2H充放電設備を設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。

- (5) 電気自動車を除く設備を設置する住宅は、次の事項のいずれかに該当すること。
- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅
  - イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅
  - ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅
  - エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす者とする。ただし、酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条に規定する暴力団員を除く。

- (1) 町内に住所を有すること（町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
- (2) 町に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること（電気自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
- (4) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第2号イ（イ）又は第5号エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者
- (5) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、自らが酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第2に示すものとし、補助金の額は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は、電気自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては、1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りではない。
- 4 補助金は、電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、当該補助金の交付を受けようとする者一人につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事等に着手する前（第3条第5号ウに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前）に、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙）
- (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面（電気自動車を除く。）

- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（電気自動車を除く。）
- (6) 町に納付すべき税の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付等の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の工事完了の日（第3条第5号ウに該当する住宅を取得する場合は、住宅の引渡しの日。電気自動車にあっては、自動車検査証に新規に登録された日）から90日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（別記第6号様式別紙）
- (2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）
- (5) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特約契約の締結を証する書類
- (6) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第1号に該当することを証する書類
- (7) 補助対象設備が電気自動車の場合は、次に掲げる書類
  - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が第3条第1項第3号アに該当することを証する書類
  - イ 自動車検査証の写し
  - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
  - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- (8) 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第4

号に該当することを証する書類

(9) 住民票の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書が提出された場合は、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第9号様式）により町長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、家庭用燃料電池システムにおいては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、電気自動車においては4年、V2H充放電設備においては8年とする。

3 町長は、第1項による承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は、算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、町長は、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(酒々井町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱の廃止)

2 酒々井町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（令和3年酒々井町告示第38号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム (新築住宅に限る。)	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連携するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般財団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p>

	<p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

別表第2（第5条関係）補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム (新築住宅に限る。)	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第3（第5条関係）補助金の額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム (新築住宅に限る。)	単価3万円/kW 上限6万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり 上限10万円
	停電時自立運転機能なし 上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限14万円
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)

※ 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たりの単価を乗じて得た額とする。ただし、各設備とも申請者が負担する補助対象経費が補助金の額未満の場合は、補助対象経費を補助金の額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。



別 記  
第1号様式（第6条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

酒々井町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（新築住宅に限る。） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 ※集合住宅は専有部分	
※申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名をお願いします。 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。	
私の町税の納付状況について町長が確認することに 同意します。 同意しません。 (該当するものに○) ※同意したときは、下記添付書類のうち6の提出は、必要ありません。	

(添付書類)

- 1 補助対象設備の概要（別紙）
- 2 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 4 補助対象設備の設置予定図面（電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（電気自動車を除く。）
- 6 町に納付すべき税の納税証明書
- 7 その他町長が必要と認める書類



#### 4 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

#### 5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

第2号様式（第7条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のあった酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額 円

(内訳)	太陽光発電システム（新築住宅に限る。）	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	電気自動車	円
	V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不交付の理由）

第3号様式（第8条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

酒々井町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

承認による交付決定額	円
（内訳） 太陽光発電システム（新築住宅に限る。）	円
家庭用燃料電池システム	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
電気自動車	円
V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不承認の理由）

第5号様式（第9条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

酒々井町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって交付決定のあった酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- |      |                     |   |
|------|---------------------|---|
| (内訳) | 太陽光発電システム（新築住宅に限る。） | 円 |
|      | 家庭用燃料電池システム         | 円 |
|      | 定置用リチウムイオン蓄電システム    | 円 |
|      | 電気自動車               | 円 |
|      | V2H充放電設備            | 円 |
- 2 取下げの理由

第6号様式（第10条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

酒々井町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車にあっては自動車検査証の登録日	年 月 日
私の住民登録について酒々井町長が確認することに、同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち9の提出は、必要ありません。	

下記を確認し、該当するものに☑

<input type="checkbox"/> 補助対象設備は、未使用品（電気自動車にあっては新車）である。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（添付書類）

- 1 補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
- 2 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）
- 4 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特定契約の締結を証する書類
- 6 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第1号に該当することを証する書類
- 7 補助対象設備が電気自動車の場合は、以下の書類
  - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が第3条第1項第3号アに該当することを証する書類
  - イ 自動車検査証の写し
  - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
  - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- 8 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第4号に該当することを証する書類
- 9 住民票の写し
- 10 その他、町長が必要と認める書類



## 補助対象設備の概要

## 1 太陽光発電システム（新築住宅に限る。）

製造者名	
型式名	
製造番号	
最大出力 (kW)	
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

## 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力 (kW)	
工事完了日	年 月 日
停電時自立運転機能 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

## 3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県共同購入支援事業との関係	<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

#### 4 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

#### 5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日		年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

第7号様式（第11条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

酒々井町達第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

年 月 日付で実績報告のあった酒々井町住宅用設備等脱炭素化事業補助金については、下記のとおり確定したので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

第8号様式（第12条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

酒々井町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け酒々井町達第 号をもって確定通知のあった酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		



第10号様式（第14条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）

3 納付額 円

第11号様式（第15条関係）

酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって交付決定した酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消後の補助金の額 円
- 3 取消しの内容とその理由